

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人保健施設 (介護予防)短期入 所療養介護	3 運営	運営規程	【基準要綱第3の8のス】	運営規程に「利用料の法定代理受領サービスであるときは、1割又は2割の額」としているが3割負担の方もいるので、貴事業所の運営規程に追記すること。	飛騨県事務所
				【条例第77号第80条】		
				【条例第77号第131条】		
2	介護老人福祉施設 (介護予防)短期入 所生活介護	3 運営	重要事項説明書	【条例第78号第127条】	重要事項説明書に「福祉サービス第三者評価の実施状況」の項目を追加すること。	飛騨県事務所
				【基準要綱第2の3の(2)】		
3	介護老人保健施設 (介護予防)短期入 所療養介護	3 運営	利用料等の受領	【条例第80号第14条第5項】	個人の電気器具使用料（携帯電話の充電使用、持ち込みテレビの電気使用、電気毛布の電気使用）を利用者に請求していることを確認した。当該使用料について、重要事項説明書に記載すること。	飛騨県事務所
				【条例第77号第178条第3項】		

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	【条例第77号第9条及び第33条】	利用者等の個人情報の取扱いに関する同意書において、引用する重要事項説明書の条文が、同説明書で規定する条文と異なっているため修正すること。	飛騨県事務所
2	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	【条例第77号第24条】	訪問介護計画書の内容について利用者又はその家族に訪問介護計画書の内容の説明を行い、利用者から同意を得たことが確認できないケースがあった。利用者又はその家族に訪問介護計画書の内容の説明を行い、利用者から同意を得たことがわかるようにすること。	飛騨県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所リハビリテーション	4 報酬	入浴加算介助加算 I	【老企第36号第2の8(10)アの②】	入浴加算介助加算 I を算定する際、通所リハビリテーション計画に、入浴の提供を位置づけること。	飛騨県事務所
2	通所介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	【老企第36号第2の7(24)の3(9)④】	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) について、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度 (3月を除く) の平均を用いることとされている。 このため、当該規定に基づき算出するとともに、算出した結果を把握しておくこと。	飛騨県事務所
3	通所リハビリテーション	3 運営	利用料等の受領重要事項説明書	【条例第77号第134条 (第94条第3項第5号準用)】 【老企第54号】 【「その他の日常生活費」に係るQ&A】	日用消耗品のうち、ティッシュペーパー、石鹸、シャンプーについて、共用で利用者が使用していることを確認した。施設で利用者全員に同じものを一律に提供し、全員から同一金額を徴収することは適当と認められないため見直すこと。 上記の指示・指摘事項に基づく見直しを踏まえて、重要事項説明同意書の記載を改善すること。	飛騨県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防) 短期入所生活介護	3 運営	運営規程	【厚生労働省告示第419号】	朝食代、昼食代、夕食代について、運営規程に記載すること。	飛騨県事務所
2	短期入所療養介護	4 報酬	緊急時短期入所受入加算	【老企第40号第2の3(11)の①】 【条例第77号第169条（第20条準用）】	緊急時短期入所受入加算について、介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めたことを記録等で確認ができるようにすること。	飛騨県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護予防) 福祉用具貸与 特定 (介護予防) 福祉用具 販売	3 運営	勤務体制の確保等	【基準要綱第3の11の(3)のコの (イ)、第3の12の(3)のキの(イ)】	勤務表上に常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を 明確にすること。	飛騨県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人保健施設	3 運営	利用料等の受領	【条例第80号第14条第5項】 【老振第75号】	死亡診断書、死亡処置、洗濯代を入所者に請求していることを確認した。入所療養介護 管理・運営に関する規則の別紙に死亡診断書、死亡処置、洗濯代を記載すること。	飛騨県事務所
2	介護老人保健施設	3 運営	利用料等の受領	【条例第80号第14条第3項第6号】 【その他の日常生活費に係るQ&A】	介護サービス提供のために必要な「防水シート」「身体拘束具」は利用料に含まれる施設サービスとして入所者に供するものであり、入所者に負担させることは適当と認められないため見直すこと。	飛騨県事務所
3	介護老人保健施設	3 運営	利用料等の受領	【条例第80号第14条第3項第6号】 【その他の日常生活費に係るQ&A】	日用品費のうち、石鹸、シャンプー、リンスについて、共用で入所者が使用していることを確認した。施設で入所者全員に同じものを一律に提供し、全員から同一金額を徴収することは適当と認められないため見直すこと。 上記の指摘事項に基づく見直しを踏まえて、重要事項説明書の記載を改善すること。	飛騨県事務所
4	介護老人保健施設	3 運営	記録の整備	【条例第80号第42条第2項】	入所者に提供したサービスの内容（救急搬送時の状況など）については、具体的な記録を整備すること。	飛騨県事務所
5	介護老人保健施設	3 運営	取扱方針	【条例第80号第16条第3項】	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように説明を行うこと。	飛騨県事務所
6	介護老人福祉施設	4 報酬	療養食加算	【老企第40号第2の5（28）】 【条例第79号第13条第2項】	療養食加算に関する食事箋の主治医の記名が確認できなかった。食事箋について、主治医に確認したことが分かるよう記録すること。	飛騨県事務所
7	介護老人福祉施設	3 運営	施設サービス計画の作成	【条例第79号第17条第2項、第4号、第22条の2】	また、変更された食事箋が施設サービス計画書及び栄養ケア計画書に反映されていないことを確認した。食事箋の変更を反映した施設サービス計画書及び栄養ケア計画書を作成すること。	飛騨県事務所
8	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	【条例第79号第52条】	運営規程にユニットの数及びユニットごとの入居定員を定めること。	飛騨県事務所
9	介護老人保健施設	4 報酬	運動器機能向上加算	【厚生労働省告示第127号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」5のロの注のロ】 【基準要綱別紙1 第2の6(5)③のイ、ウ】	リハビリテーション計画書を運動器機能向上計画の代替とする場合、利用者に係る長期目標及び短期目標、運動の種類、実施期間、実施頻度、1回あたりの実施時間、実施形態等を記載すること。	飛騨県事務所
10	介護老人保健施設	3 運営	記録の整備	【条例第80号第21条第2項】	入所者の入浴又は清しきについて、入浴から清しきにした際、記録等で確認ができるようにすること。	飛騨県事務所